

住宅性能評価料金（新築住宅）

- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第1項に規定する特定住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅で、これを証する書類を添付したとき

	(イ) 床面積の合計	料 金 (単位：円)	
		(ロ) 設計住宅性能評価	(ハ) 建設住宅性能評価(新築住宅)
戸建住宅	100㎡以下	36,720	75,600
	100㎡超え 200㎡以下	41,040	97,200
	200㎡超え 300㎡以下	46,440	129,600
共同住宅等	200㎡以下	M×6,480+ 27,000	M×8,640+ 86,400
	200㎡超え 300㎡以下	M×6,480+ 43,200	M×8,640+129,600

※ M：共同住宅等の総戸数（評価対象戸数）

※ 共同住宅における評価項目「音環境」についてはオプションとし、含む場合の料金は10%増とする。（千円未満は切り捨て。建設評価料金は増額しない。）

※ 建設評価における評価項目「化学物質の濃度等」についてはオプションとし、含む場合は別表3により割増する。

※ 上記料金（建設評価）には住宅紛争処理支援センターへ支払う負担金（4,000円/戸）が含まれている。

※ 上記料金は消費税込み金額とする。

上記表（イ）欄の床面積の合計は、下表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。

(1)	住宅を建築する場合（次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く）	当該建築に係る部分の床面積
(2)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積
(3)	住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
(4)	センターが設計住宅性能評価審査中であつた住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

室内空気化学物質濃度測定申請（追加・変更）割増料金

（単位：円／室）

測定方法	測定室数		戸建住宅	共同住宅等 （1室当り）
	測定物質			
標準方法	ホルムアルデヒドのみ		59,400	42,120
	ホルムアルデヒド + VOC	VOC 1種類	70,200	52,920
		VOC 2種類	75,600	57,240
		VOC 3種類		
		VOC 4種類		
VOC 4種類				

※ VOCは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンを示す。

※ 測定室数は、同時又は連続して測定できる室数とする。

※ 上記料金は消費税込み金額とする。

変更建設住宅性能評価(新築住宅)料金

第一 変更建設住宅性能評価(新築住宅)料金の額は、変更建設住宅性能評価(新築住宅)申請一件につき定めるものとし、下表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄に掲げる額とする。

(1)	申請に係る住宅の建設住宅性能評価(新築住宅)をセンターが交付している場合	別表第2-1(イ)の床面積に応じた(ハ)欄に掲げる額の4分の1
(2)	申請に係る住宅の建設住宅性能評価(新築住宅)をセンター以外の者が交付している場合	別表第2-1(イ)の床面積に応じた(ハ)欄に掲げる額の2分の1

※ 千円未満は切捨てとする。

第二 変更内容が室内空気中の化学物質の濃度測定を含む場合の変更建設住宅性能評価料金の額は、室内空気化学物質濃度測定割増料金を全額割増しとする。

住宅型式性能認定を含む場合

住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき、評価料金表（設計評価）の料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表各項の(ロ)欄に掲げる認定事項の数に応じた同表各項の(ハ)欄に掲げる率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、その申請において住宅型式認定書の写しが添えられている場合に限る。

(イ)	(ロ) 認定事項の数	(ハ) 設計住宅性能評価の料金から減ずる率
戸建住宅	1	0.05
	2	0.10
	3	0.15
	4以上	0.20
共同住宅等	1	0.05
	2	0.10
	3	0.15
	4以上	0.20

※ 千円未満は切捨てとする。

認証型式住宅部分等製造者に係る住宅の場合

住宅である認証型式住宅部分又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき、評価料金表（建設評価）の料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表各項の(ロ)欄に掲げる率に当該評価料金を乗じた額とする。

ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合に限る。

(イ)	(ロ) 建設住宅性能評価（新築住宅）の料金から減ずる率
戸建住宅	0.1
共同住宅等	0.1

※ 千円未満は切捨てとする。

建築基準法に基づく検査を併せて行う場合

建設住宅性能評価の申請とともに、センターに建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき、評価料金表（建設評価）の料金の額から減額する額は、下表(イ)欄の床面積に応じて(ロ)欄の額とする。

(単位：円)

	床面積の合計 (イ)	減額する額 (ロ)
戸 建 住 宅	100㎡以下	7,560
	100㎡を超え200㎡以下	9,720
	200㎡を超え300㎡以下	12,960

一定の戸数以上の申請を行った場合

センターに一年度内に一定の戸数以上の住宅性能評価申請の契約を行った場合に、評価料金表(ロ)欄に定める設計住宅性能評価料金、(ハ)欄に定める建設住宅性能評価(新築住宅)料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、設計住宅性能評価料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる設計住宅性能評価申請戸数に応じた同表各項の(ハ)欄に定められた率に当該評価料金を乗じた額とし、建設住宅性能評価(新築住宅)料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる建設住宅性能評価(新築住宅)申請戸数に応じた同表各項の(ニ)欄に定められた率に当該評価料金を乗じた額とする。(け)

(イ)	(ロ) 申請契約戸数 (M)	(ハ) 設計住宅性能評価料金から減ずる率 (S%)	(ニ) 建設住宅性能評価(新築住宅)料金から減ずる率 (S%)
戸建住宅	40を超え80未満	$S = (M - 40) / 2$ (小数点以下は切捨)	$S = (M - 40) / 2$ (小数点以下は切捨)
	80以上	$S = 20$	$S = 20$
共同住宅等	100を超え200未満	$S = (M - 100) / 5$ (小数点以下は切捨)	$S = (M - 100) / 5$ (小数点以下は切捨)
	200以上	$S = 20$	$S = 20$

※ 千円未満は切捨てとする。

(け)

効率的な評価ができる場合

センターへ申請された住宅が効率的な評価ができるとセンター理事長が認め、評価料金表(ロ)欄に定める設計住宅性能評価料金、(ハ)欄に定める建設住宅性能評価(新築住宅)料金から減額する額は、下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、設計住宅性能評価料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる内容に応じた、同表各項の(ハ)欄に定められた率に当該評価料金を乗じた額とし、建設住宅性能評価(新築住宅)料金については、同表各項の(ロ)欄に掲げる内容に応じた、同表各項の(ニ)欄に定められた率に当該料金を乗じた額とする。

(イ)	(ロ)	(ハ) 設計住宅性能評価料 金から減ずる率	(ニ) 建設住宅性能評価(新 築住宅)料金から減ず る率
戸建住宅	一団地で10戸以上の同時申請	0.1	0.1
共同住宅等	一棟の1プラン当たりの平均戸数 が10戸以上	0.1	0.1

※ 千円未満は切捨てとする。

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項 及び第7条第4項関係：住宅性能評価書の再交付料金

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項に基づく設計住宅性能評価書及び第7条第4項に基づく建設住宅性能評価書(新築住宅)現況検査・評価書の再交付料金の額は、住宅性能評価書再交付申請一件につき下表各項の(イ)欄に掲げる区分に応じ、同表各項の(ロ)欄に掲げる区分に応じて(ハ)欄の額とする。

(単位：円)

(イ)	(ロ)	(ハ)
戸建住宅	設計住宅性能評価書	5,400
	建設住宅性能評価書(新築住宅)	5,400
	現況検査・評価書	5,400
共同住宅等	設計住宅性能評価書	5,400
	建設住宅性能評価書(新築住宅)	5,400
	現況検査・評価書	5,400

※ 上記料金は消費税込み金額とする。

評価料金の返還

第一 建設住宅性能評価（新築住宅）の申請の取り下げ又は解除を行った場合の返還の額は、下表の(イ)欄の申請の取り下げ又は解除を行った時期に応じた(ロ)欄の率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、当該評価料金が支払われていない場合には、下表により算出した額を当該評価料金から減じて請求するものとする。

(イ) 申請の取り下げ又は解除を行った時期	(ロ) 当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価（新築住宅）の申請書をセンターが受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.8
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.6
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.4
第3回の現場審査を実施した日から第4回の現場審査の前日まで	0.2
第4回の現場審査を実施した日以降	0.0（返還しない）

※ 千円未満は切捨てとする。

第二 センターに一年度内に一定の戸数以上の住宅性能評価申請を行った場合の返還することができる額は、当該年度の既納額と一定の戸数以上の申請を行った場合に定める額との差額とする。